

北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱

平成28年4月1日

告示第50号

改正 令和元年5月20日告示第10号

令和2年3月24日告示第28号

令和4年2月18日告示第7号

令和4年3月22日告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における創業を促進し、雇用の創出、移住定住人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、北杜市内（以下「市内」という。）において新たに創業する中小企業者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業支援事業計画 北杜市が産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の規定に基づき認定を受けた計画
- (2) 創業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であつて、市内において新たに事業を開始する者（ただし、創業の日前1年以内に事業を行ったことのある者を除く。）
- (3) 創業の日 個人にあつては開業の日、法人にあつては営業開始の日
- (4) 創業支援ネットワーク 創業支援事業計画における北杜市及び認定連携創業支援事業者である北杜市商工会、公益財団法人やまなし産業支援機構、株式会社山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫及び山梨県民信用組合の総称
- (5) 空き店舗 次に掲げる要件の全てを満たす建築物をいう。
 - ア 店舗として使用されていた建築物で、申請の日前3箇月以上営業活動が行われていないもの
 - イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗内の店舗でないもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる創業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時に創業の日から1年を経過していない者
- (2) 創業者が個人にあつては補助金の申請日において本市の備える住民基本台

帳に記録されている者、法人にあつては補助金の申請日において本店所在地又は主たる事務所を本市の区域内に定めた商業登記又は法人登記をしている者

- (3) 創業支援ネットワークによる特定創業支援等事業を受け、かつ、市内に新たに店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を設置する者
- (4) 市税及び市債務を滞納していない者。この場合において、申請の際に市内に住所を有しない者にあつては、住所地において区市町村税を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (6) 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与していない者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとし、市長が予算の範囲内で交付するものとする。ただし、別表第1に該当するものは、補助対象外とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助（補給）率	補助限度額	補助対象事業申請限度回数
創業者支援補助事業	創業の日までに要した経費のうち、創業に係る事業拠点の整備及び広告宣伝に要する経費	1 / 2 以内	80万円	1回限りとする。
創業空き店舗補助事業	創業に係る事業拠点となる空き店舗の賃借料（敷金、礼金及び共益費を除く。）	10 / 10 以内	100万円	創業支援事業計画に基づく創業の日の属する月の翌月（当該日が月の初日である場合は、その月）から起算して12箇月以内（申請日の属する年度末までに限

				る。)
創業支援融資 利子補給事業	次に掲げる創業支援融資 資金に対する利子補給 (1) 山梨県商工業振興 資金 (2) 山梨中央銀行資金 (3) 甲府信用金庫資金 (4) 山梨信用金庫資金 (5) 山梨県民信用組合 資金 (6) 日本政策金融公庫 資金	融資残高に 2.1パーセ ントを乗じた 額	10万円	交付期間は融 資を受けた年 から起算して 5年以内とす る。
創業支援融資 保証料補助事 業	上記の利子補給事業の対 象資金に係る信用保証協 会に支払う信用保証料	10/10	20万円	融資を受けた 初回限りとす る。

2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 第1項の創業支援融資利子補給事業については、北杜市小規模商工業者経営改善資金利子補給規程（平成16年北杜市告示第42号）に基づく利子補給金との併給はできないものとする。

4 第1項の創業支援融資利子補給事業については、毎年12月末日現在の融資残高に対して、利子補給率2.1パーセントを乗じた額とする。ただし、貸付利率が2.1パーセントに満たない場合は、当該貸付利率を乗じた額とする。

(補助対象経費)

第5条 前条に規定する補助対象事業のうち、創業者支援補助事業の補助対象経費は、別表第2に掲げるものとする。

2 国又は県等から創業に関する補助金等を受ける場合、その補助対象経費については、前項に規定する補助対象経費とは認めないものとする。

3 第1項に規定する補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額に相当する額を含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市創業促進支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 市区町村民税の滞納がないことを証する書類
- (4) 補助対象経費の積算根拠が分かる仕様書、見積書、賃貸借契約書の写し等（創業者支援補助事業及び創業空き店舗補助事業に限る。）
- (5) 金融機関又は融資制度先（以下「金融機関等」という。）の借入決定通知書及び融資明細書の写し（創業融資利子補給事業及び創業保証料補助事業に限る。）
- (6) 信用保証協会発行の信用保証決定のお知らせの写し（創業保証料補助事業に限る。）
- (7) 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）及び直近の確定申告書の写し（法人にあつては、決算書の写し）
- (8) 誓約書（様式第4号）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、速やかに事業の目的、内容、関係書類等を審査し、適当であると認めるときは、北杜市創業促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 補助金交付後5年以内に当該事業を廃止し、又は補助対象事業の目的に反して使用しないこと。
- (2) その他市長が必要と認める事項
（変更等の承認）

第8条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画の内容等を変更しようとするときは、北杜市創業促進支援事業変更承認申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助対象事業の遂行過程において生じた事情変更により、事業内容が変更するもので軽微なもの
- (2) 補助対象経費の経費区分間の変更であつて、交付決定額に変更が生じないもの

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があつたときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市創業促進支援事業変更決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金額の増額は認めないものとする。

3 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日(その日が休日である場合は、その前日とする。)までに、北杜市創業促進支援事業費補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算(決算)書(様式第3号)
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書、賃貸借契約書等の写し(創業者支援補助事業及び創業空き店舗補助事業に限る。)
- (3) 補助対象事業の実施状況が分かる写真、図面等(創業者支援補助事業及び創業空き店舗補助事業に限る。)
- (4) 設備、備品等の整備台帳(様式第9号。創業者支援補助事業及び創業空き店舗補助事業に限る。)
- (5) 金融機関等発行の12月末日現在の利子補給対象融資残高証明書(創業融資利子補給事業に限る。)
- (6) 所得税法(昭和40年法律第33号)第229条の規定により税務署長に提出する個人事業の開業・廃業届書の写し(法人にあっては、定款及び履歴事項全部証明書)
- (7) 創業ネットワークによる特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を決定し、速やかに北杜市創業促進支援事業費補助金額確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 補助事業者は、前条の規定により通知を受けたときは、北杜市創業促進支援事業費補助金請求書(様式第11号)により速やかに市長に補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、概算払することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の条件に違反した場合
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合
- (3) 補助金を他の用途に使用し、補助対象事業に関する補助金の決定内容又はこれに基づく市長の処分等命令に違反した場合
- (4) 補助事業者が、事業完了後5年未満で市外に転出した場合又は事業所を市外に移転した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合は、補助事業者に対して、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得した機械器具、備品、構築物等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該補助対象事業の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、北杜市創業促進支援事業費補助金に係る取得財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

4 承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(状況報告等)

第14条 補助事業者は、補助金申請の日の属する年度の終了後5年間、毎年度の状況等について、北杜市創業促進支援事業費補助金状況報告（様式第13号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度の末日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 直近の確定申告書又は決算書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助対象事業による収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和元年5月20日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日告示第28号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月18日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和4年3月22日告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、施行日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。

3 新要綱第4条第1項の表に規定する創業空き店舗補助事業は、施行日以後空き店舗の賃貸借契約を締結した者に対する補助金の交付から適用する。

4 この告示の施行の際、旧様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第4条関係）

1 補助対象外とする業種（平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。）
(1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
(2) 漁業（大分類Bに含まれるもの）

- (3) 金融業、保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 以下のサービス業等
 - ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの
 - イ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。細分類7291に含まれるもの）
 - ウ 易断所、観相業（細分類7999に含まれるもの）
 - エ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - オ 芸ぎ業（細分類8094に含まれるもの）
 - カ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
 - キ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。細分類9299に含まれるもの）
 - ク 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）
 - ケ 宗教（中分類94に含まれるもの）

2 補助対象外とする事業

- (1) 公序良俗等の観点から補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業
- (2) 仮設及び臨時の店舗又は事務所による事業

3 補助対象外とする空き店舗

空き店舗の賃貸借に当たり、賃貸人と賃借人が直系親族又は2親等以内の傍系親族である場合又は生計が一の場合

別表第2（第5条関係）

補助対象事業		経費区分	内容
創業者支援補助事業		事業拠点費	事業の拠点となる店舗等の新築及び改装に係る費用。ただし、土地取得費は除く。 (1) 店舗等の新築に要する経費 (2) 店舗等の外壁の塗装・外装工事、間仕切りなどの造作工事、内壁のクロス張替・塗装、屋内の電源・照明用の配線工事、換気や冷暖房用の空調設備工事、衛生設備及び自動ドア設置等の改装に要する経費
		設備、備品等購入費	機械装置、工具、器具、備品等の購入費で、単価3万円以上のもの。ただし、車両は事業用自

		動車として登録されているものに限る。
	広告宣伝費	ホームページ作成、新聞・雑誌広告掲載、テレビ・ラジオCM又はポスター・パンフレット・チラシ製作費等

様式第1号（第6条関係）

北杜市創業促進支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 所在地
 法人名・屋号
 代表者名

下記のとおり補助金交付を受けたいので、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

1 補助金の種類及び補助金申請額

創業者支援補助事業

総事業費(円)	補助対象事業に要する経費(円)	補助率	交付申請額(円)
		1 / 2	

創業空き店舗補助事業

総事業費(円)	補助対象事業に要する経費(円)	補助率	交付申請額(円)
		10 / 10	

創業支援融資利子補給事業

借入額(円)	融資年月日	貸付利率(%)	12月末日現在の借入残高予定額(円)	利子補給金交付申請額(円)

創業支援融資保証料補助事業

借入額(円)	融資年月日	保証料率(%)	保証期間(据置期間)	分割係数	保証料補助交付申請額(円)

2 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 区市町村税の滞納がないことを証する書類
- (4) 補助対象経費の積算根拠が分かる仕様書、見積書、賃貸借契約書等の写し（創業者支援補助事業及び創業空き店舗補助事業に限る。）
- (5) 金融機関又は融資制度先（以下「金融機関等」という。）の借入決定通知書及び融資明細書の写し（創業融資利子補給事業及び創業保証料補助事業に限る。）
- (6) 信用保証協会発行の信用保証決定のお知らせの写し（創業保証料補助事業に限る。）
- (7) 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）及び直近の確定申告書の写し（法人にあつては、決算書の写し）
- (8) 誓約書（様式第4号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

(1) 創業者の概要

(ふりがな) 法人名(屋号)		電話番号	
		FAX	
(ふりがな) 代表者名		生年月日	
代表者住所		E-mail	
		URL	
本事業創業前 の職業	<input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 主婦・主夫 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他()		
本事業以外の 事業経営の経 験	<input type="checkbox"/> 事業を経営したことがない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあるが、既にその事業をやめている。 事業内容() やめた時期() <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあり、現在も続けている。 事業形態() 事業内容()		
履歴	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
創業場所	北杜市		
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 公序良俗等に反し行う事業ではない。 <input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係により行う事業ではない。		
業種	日本標準産業分類の細分類名:()コード4桁:()		
開業年月日	年 月 日 (法人の設立年月日:)		
資本金	千円 (うち企業からの出資金: 千円)		
事業に要する許 認可・免許等	許認可・免許等名() 取得(見込み)時期(年 月 日)		
雇用予定人数	合計: 名	内訳	役員 名
			従業員 名
			パート、アルバイト 名

(2) 事業内容

補助対象事業 の名称	<input type="checkbox"/> 創業者支援補助事業 <input type="checkbox"/> 創業空き店舗補助事業 <input type="checkbox"/> 創業支援融資利子補給事業 <input type="checkbox"/> 創業支援融資保証料補助事業
事業の内容	具体的な事業内容
北杜市内で創 業する 動機・目的	北杜市内で創業する動機・目的
事業の知識 経験等	本事業の知識、経験、人脈、熱意、強み
将来の展望 目標・成果	将来の成長性、雇用の創出など
事業の独創 性、新規性	商品・サービスなど
地域との 関係性	地元企業との取引、地域産業への波及効果など
創業支援ネッ トワークとの 関係	創業支援ネットワークから受けている支援の内容
事業スケジ ュール	1年目：
	2年目：
	3年目：

(3) 売上・利益等の計画

単位：円

	1年目 (月～ 月期)	2年目 (月～ 月期)	3年目 (月～ 月期)
(a)売上高			
(b)売上原価			
(c)売上純利益 (a - b)			
(d)販売管理費			
(e)うち減価償却費			
(f)営業利益 (c - d)			
(g)営業外収益			

(h)営業外費用			
(i)経常利益 (f + g - h)			
(j)法人税等			
(k)当期純利益 (i - j)			
単純キャッシュフロー (e + k)			
借入金年間返済額			
従業員数 (うちパート・アルバイト)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
売上高、売上原価、販売管理費の積算根拠			

(4) 必要資金と資金調達計画

単位：円

必要な資金	金額	調達の方法	金額
設備資金（店舗等、機械器具、備品など） 内訳		本補助金	
		金融機関等からの借入金 (内訳・返済方法)	
		自己資金	
運転資金（材料費、家賃、広告宣伝費、人件費など） 内訳		親、親族、知人からの借入金など (内訳、返済方法)	
		その他	
合計		合計	

様式第3号（第6条、第9条関係）

収支予算（決算）書

1 収 入

単位：円

項 目	金 額	積算根拠（数量・単価等）
本補助金		
金融機関等借入金		金融機関名： 融資資金名：
自己資金		
親、知人等借入金		
その他（ ）		
合 計		

2 支 出

単位：円

区 分	総事業費	補助対象 経費	補助対象 外経費	補助金額	積算根拠 （数量・単価等）
①創業者支援補助事業					
事業拠点費					
設備、備品等 購入費					
広告宣伝費					
その他					
①の小計					
②創業空き店舗補助事業					
賃借料					
②の計					
①②の合計					

③創業支援融資利子補給事業

借入額	貸付利率 （%）	12月末日現在での 借入残高（予定）額	利子（予 定）額	補助金額

④創業支援融資保証料補助事業

借入金	保証料率 （%）	額保証料	補助金額

- (注1) 支出は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。
- (注2) 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を記入すること。
- (注3) 「積算根拠」は必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 所在地
法人名・屋号
代表者名

誓約書

北杜市創業促進支援事業費補助金の申請を行うにあたり、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第3条に定める事項及び提出書類の内容について、事実に相違ないことを誓約します。

また、後日、誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けても異存のないことを誓約します。

様

北杜市長

印

北杜市創業促進支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市創業促進支援事業費補助金の交付については、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の名称及び補助金交付決定額

補助対象事業の名称	補助金交付決定額
創業者支援補助事業	円
創業空き店舗補助事業	円
創業支援融資利子補給事業	円
創業支援融資保証料補助事業	円

2 交付の条件

- (1) 補助金交付後5年以内に当該事業を廃止し、又は補助対象事業の目的に反して使用しないこと。
- (2) その他市長が必要と認める事項

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 所在地
法人名・屋号
代表者名

北杜市創業促進支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された北杜市創業促進支援事業費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付変更予定額 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市創業促進支援事業変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した北杜市創業促進支援事業費補助金については、北杜市創業促進支援事業変更承認申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付変更決定額 円
- 3 変更の内容

北杜市長 様

申請者 所在地
 法人名・屋号
 代表者名

北杜市創業促進支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された北杜市創業促進支援事業費補助金について、事業が完了したので、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

創業者支援補助事業

総事業費(円)	補助対象事業に要した経費(円)	補助率	補助金額(円)
		1 / 2	

創業空き店舗補助事業

総事業費(円)	補助対象事業に要した経費(円)	補助率	補助金額(円)
		10 / 10	

創業支援融資利子補給事業

借入額(円)	融資年月日	貸付利率(%)	12月末日現在の借入残高(円)	利子補給金額(円)

創業支援融資保証料補助事業

借入額(円)	融資年月日	保証料率(%)	保証期間(据置期間)	分割係数	保証料補助金額(円)

(添付書類)

- (1) 収支予算（決算）書（様式第3号）
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書、賃貸借契約書等の写し（創業者支援補助事業及び創業空き店舗補助事業に限る。）
- (3) 補助対象事業の実施状況が分かる写真、図面等（創業者支援補助事業及び創業空き店舗補助事業に限る。）
- (4) 設備、備品等の整備台帳（様式第9号。創業者支援補助事業及び創業空き店舗補助事業に限る。）
- (5) 金融機関等発行の12月末日現在の利子補給対象融資残高証明書（創業融資利子補給事業に限る。）
- (6) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により税務署長に提出する個人事業の開業・廃業届書の写し（法人にあつては、定款及び履歴事項全部証明書）
- (7) 創業ネットワークによる特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第9条関係）

設備、備品等の整備台帳

取得した財産の品目	取得年月日	取得金額(円)	耐用年数	備考

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市創業促進支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定した北杜市創業促進支援事業費補助金については、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

1 補助対象事業の名称及び補助金交付確定額

補助対象事業の名称	補助金交付確定額
創業者支援補助事業	円
創業空き店舗補助事業	円
創業支援融資利子補給事業	円
創業支援融資保証料補助事業	円

2 交付の条件

年 月 日

北杜市長 様

請求者 所在地
 法人名・屋号
 代表者名 ㊟

北杜市創業促進支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された北杜市創業促進支援事業費補助金の交付を受けたいので、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業の名称及び補助金請求額

単位：円

補助対象事業の名称	補助金交付決定額①	既概算払請求額②	差引額 ①－②＝③	今回請求額
創業者支援補助事業				<input type="checkbox"/> 概算 円 <input type="checkbox"/> 精算 円
創業空き店舗補助事業				<input type="checkbox"/> 概算 円 <input type="checkbox"/> 精算 円
創業支援融資利子補給事業				<input type="checkbox"/> 概算 円 <input type="checkbox"/> 精算 円
創業支援融資保証料補助事業				<input type="checkbox"/> 概算 円 <input type="checkbox"/> 精算 円

2 概算払請求の理由

<振込先>

金融機関名：

支店名：

口座区分： 普通・当座

フリガナ：

口座名義：

口座番号：

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 所在地
法人名・屋号
代表者名

北杜市創業促進支援事業費補助金に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された北杜市創業促進支援事業費補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

処分する財産の品目	取得年月日	処分する理由及び処分方法	処分年月日	財産処分による収入

様式第13号（第14条関係）

年 月 日

北杜市長 様

報告者 所在地
法人名・屋号
代表者名

北杜市創業促進支援事業費補助金状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金額が確定された北杜市創業促進支援事業費補助金については、北杜市創業促進支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり事業の状況を報告します。

- 1 報告事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 創業年月日 年 月 日
- 3 事業の成果
- 4 事業の内容
- 5 雇用状況 正規職員 人（うち市内在住者数 人）
非正規職員 人（うち市内在住者数 人）
合計 人（うち市内在住者数 人）
- 6 その他報告事項
- 7 添付書類 直近の確定申告書又は決算書の写し